

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317
www.ihsfu.net

“「改正」憲法改正国民投票法の問題点” (伊藤弁護士講演要旨)

高教組主催の夏季学習会(8月23日、土浦・亀城プラザ)における伊藤朝日太郎弁護士(「明日の自由を守る若手弁護士の会」所属)の講演「上からの国民投票と下からの国民投票—憲法改正国民投票法『改正』を考える」の概要の一部を掲載する。

○憲法改正の限界 ドイツやイタリアのように明文での改正限界規定はないが、日本国憲法には、前文第1段落の「これに反する一切の憲法、法令、および詔勅を排除する」、憲法9条の「永久にこれを放棄する」などの規定があり、改正には内容的な

限界がある。

○国民投票とは何か? 参加型民主主義の道具としての住民投票(吉野川河口堰問題)の例がある一方で、独裁の道具としての国民投票(ナポレオン、ヒトラー)の実例もある。議会の決

議によるものは結論追認型、住民発案によるものは問題提起型であることが多い。もっとも、名古屋市河村市長の議会リコールのように、権力者が主導する住民発案も存在する。

○国民投票法の問題点 発議の後、60日以上180日以内に国民投票がおこなわれるが、これはあまりにも短かすぎる。国民投票広報協議会は会派比例で、有識者も入らない。賛否同数とすべきだろう。有料テレビ広告が投票の14日前まで可能となっており、経済的不平等がそのま

ま広告の優勢劣勢に結びつく。

有権者は、公職選挙法、民法の成人年齢との調整がなされないうまま18歳とされてしまった。これに関連し、「教育者の地位利用の運動禁止」と相まって、学校現場で政府見解が教え込まれ、その結果、国民投票に生徒が「動員」される危険性もある。まさに、権力者の主導による国民投票になりかねない。

○国民投票運動の規制 国民投票運動とは「憲法改正案に対し賛成または反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為」で

ある。公務員は一律禁止ではない。国公法・教特法により制限される「政治的行為」にはあたらない。しかし、「裁判官、検察官、警察官」は運動禁止とされた。

○公務員及び教育者の「地位利用」 教育者が「国民投票運動」をすることはできるが、「地位利用」はできない。大学の教員も含め、授業で「賛否を働きかける」ことはできない。現在のところ罰則の適用はないが、「賛否を働きかけ」ないように注意しつつ、創意工夫して問題提起をすればよいだろう。❖

茨城県教委が「パワーハラスメント防止要綱」制定

校長の責務明記や相談員の設置等 防止・対応の具体策盛り込む

具体的責務をもつ相談員の設置

茨城県教育委員会は、「茨城県教育委員会パワーハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、8月5日から施行するとともに同日各県立学校長等に通知した。

同要綱は、「近年、職場におけるいじめや嫌がらせが社会問題として顕在化している」として、パワーハラスメントの防止、生じた場合の対応について規定している。要綱は、「目的」「定義」「職員の責務」について定めたうえで、一項を設けて「所属長の責務について」規定している。すなわち所属長(学校にあっては校長)は、「自身の言動がパワーハラスメントに該当しないか十分に注意を払わなければならない」「パワーハラスメントが生じた場

合には、迅速かつ適切に対応しなければならない」とされる。職場でのパワーハラスメントは、校長などの管理職員による場合が多く、またより深刻である現状をよく踏まえたものといえよう。

そのうえで要綱は、教育庁総務課、高校教育課、特別支援教育課にそれぞれ、「相談窓口」を設置し、総括課長補佐、人事担当課長補佐(高教課)ないし人事・計画担当課長補佐(特支課)を「相談員」に指定している。この「相談員」は、相談者本人等からの相談・苦情に応ずるものとされ、事実確認・問題解決のための助言、相談者の心身面のケア、さらにパワーハラスメントをおこなった職員に対する注意・指導などパワーハラスメント排除に向け必要な措置を講じたうえで、

相談者に報告するものとされる。

今回の要綱は、たんに抽象的に職員に注意を呼びかけるにとどまらず、このように発生した場合の被害者職員の相談・苦情への対応策を具体的に定めること、しかも教育庁各課の人事担当の責任者を「相談員」として指定していることなど、おおいに評価すべきものといえる。

なお、各所属長については、これら「相談員」の定めるべき策に関する「規定に準じ、真摯に対応しなければならない」とする準用規定がおかれている。学校における校長の責務が明確に定められたことになる。校長は、もはや職員会議等で(たとえば「体罰」「飲酒運転」などについてのように)「県からの指示」として通り一遍の口頭伝達をして済ますようなわけにはいかず、重大な

責務を負ったことになる。

さっそく提起された相談事例

要綱の制定をうけて、ただちに2件の相談が提起された。1件は、牛久高校の黒田裕之校長が「生徒・保護者からの要望」だとして、一切の調査確認なしに部活動顧問の教諭をその職務から排除し、翌々年度まで一切かかわらないよう命令したうえ、「あなたを信用していない」「使えない」「牛久高校に来るべきではなかった」「教員を辞めるしかない」などと面罵叱責した事例である(本紙第1083号/バックナンバーは高教組ウェブサイトに掲載)。この件では同校の小幡法男教頭も、あらかじめ同教諭について一方的で不適切な意見を校長に伝えるなど、校長のパワーハラスメント行為と一体的に行動したうえ、同教諭に関して校内の文書に「訳あり」と記載するなどしており、相談内容に含められている。

もう一件は、同校で現に進行

中の事例に関するものである。同校では本年4月以降、特定教員に対して、インターネット上での誹謗中傷、PTA総会等での名誉毀損発言、「面会」の強要(第1085号)がなされるなど、前例のない異常事態となっている。この件は、上記の運動部顧問の事件が発覚して措置の一部主要部分を撤回せざるをえなくなった際、校長が一部の「保護者」に「年功序列というものがあり、年長の教員にせまられて、やむを得ず撤回することになった」と驚くべき言い訳をしたことが誘因となり、撤回を求めた教員や排除されていた教員らに対する曲解にもとづいて、さまざまの嫌がらせがおこなわれているものである。

黒田校長は、事件の発端をつくっただけでなく、当該教員のほか、批判的な意見を表明する教員らに対して、職務から排除する、無視する、嘘を言う、職員会議での発言をさえぎったうえ、会議を打ち切り退室するな

どの、顕著なパワーハラスメント行為を続けている。

これら2件の「相談」は、要綱の規定に従い、所属長(校長)と「相談員」に対してそれぞれ提起された。所属長としての黒田校長は、今後みずからの行為についての「事実の確認や問題解決のための適切な助言」、「パワーハラスメントの排除に向け必要な措置を講ずる」ことなどに、誠実に取り組まなければならない。

茨城県高等学校教職員組合は、本紙でとりあげた事例(第1055号~第1059号)のほかにも、多数のパワーハラスメント事案にとりくんできたほか、総括安全衛生委員会の場などで、県教委に対して「要綱」の策定や具体的な防止措置の実施を求めてきた(本紙第1016号、第1057号)。

パワーハラスメントをおこなったうえで「相談」を受けた校長の動向や、「相談員」による措置内容など、今後の推移に注目していく。❖

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第36回）

“不渡り手形”としてのアメリカ独立宣言と憲法

「まだ夢がある」と語る M. L. キングにとっての「現状」（第2回）

“正義の銀行の破綻”

キングは、ワシントン行進の趣旨について言う。

いうなれば、われわれは、小切手を現金化する cash a check ために、わが国の首都 our nation's capital にやってきたのだ。

小切手とは、憲法と独立宣言を指している。

わが共和国 republic の建設者たちが、憲法と独立宣言 Constitution and the Declaration of Independence の 壮麗なことばを書いた時、かれらはあらゆるアメリカ人がその受取人となる約束手形 promissory note に署名していたのだ。

しかしアメリカはその約束手形を履行していない。

この神聖な義務を履行する

代わりに、アメリカは黒人たち Negro people に不渡り小切手 bad check を与えているのだ。（以上 §4. 引用については前号の注を見よ。）

憲法と独立宣言はいまのところ“不渡り”となっているが、しかし、諦めることはしない。

われわれは正義の銀行 bank of justice が破綻したと信じることはしない。……われわれは、この小切手、すわなち請求すればわれわれに、自由という財産 riches of freedom と、正義という資産 security of justice を与える小切手を現金化するためにやってきたのだ。（§5）

キングは、“I Have A Dream”の全編にわたってさまざまな比喻を駆使している。すべてが比喻によって構成されているといっ

てよいほどである（寺島隆吉『キングで学ぶ英語のリズム』1997年、あすなろ社、169頁以下）。憲法と独立宣言が「約束」だというのはあくまで比喻なのであるが（本紙第1082号をみよ）、その比喻はとどまることをしらない。「約束手形」は「不渡り」になっているが、「正義の銀行」が破綻するはずはないのだから、あくまで手形を「現金化」して「自由という財産と正義という資産」を手に入れるのだと、果敢に畳み掛ける。

公正としての正義

ここで、正義の銀行 bank of justice、公正という資産 security of justice というように、ジャスティス justice という単語が頻出することに注目しよう。ジャスティスは、具体的には、人種間の平等を指している。通例「正義」と訳される justice は、「公正

形力を行使しながら敢然と戦いを挑む「正義の味方」的特性を表すのが一般的である。そこでは端的に道徳的悪の人格的体現者である「悪人」を打倒すべく行動することが「正義」である。日本社会では「正義」は道徳的悪の対立物であり、ヨーロッパ的な「公正」「衡平」という意味合いの「正義」とはだいぶ異なる。

なお、「正義」はドイツ語では Recht であるが、このレヒトは「正義」のほか、「法」をも意味する。しかも客観的法 objektives Recht が「法律」であり、主観的法 subjektives Recht が「権利」であるというように、英語ともずいぶん大きなずれがある。

プラトン、ホッブズ、ヘーゲルを並べて、しかも日本語訳で読むときには、「正義」概念ひとつとっても注意が必要である。憲法や独立宣言を解釈する際も同様である。

fairness」という意味あいでも用いられている（欄外注）。次の §6 で、「今こそ……する時だ now is the time to...」のリフレインに載せて、キングは集中的にジャスティスに言及する。

今こそ、民主主義の約束 promise of democracy を実現する時だ。今こそ、暗くて不毛の隔離 segregation の谷間から、陽の当たる人種的公正 racial justice の小道へ昇ってゆく時だ。今こそ、我が国 our nation を、人種的不公正 racial injustice の砂地獄から同胞愛 brotherhood の堅固な岩へと向上させる時だ。今こそ、すべての神の子たちに正義〔公正〕justice を実現する時だ。

独立宣言とアメリカ憲法

人種的不平等としての不正義が支配的であるアメリカ社会における人種差別撤廃運動について、主として憲法をめぐる展開の側面から見てゆくことにする。

アメリカ独立宣言 Declaration of Independence（1776年。aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-majordocs-independence.pdf）は自然権思想にもとづいて、すでに所属する国家（グレートブリテン王国）からの離脱とあらたな国家（アメリカ連合諸邦）の形成を「宣言」する。その意味では、「人権をまもるために国家権力をしるものとしての憲法」と同じ論理構造、すなわち、いわゆる「立憲主義 constitutionalism」の概念構造を持つものであるといえる。独立宣言 declaration は、それ自体すでに、憲法 constitution の論理構造を持っている。

独立宣言については、本国であるグレートブリテン王国の哲学者ジェレミー・ベンサム（Jeremy Bentham）の厳しい批判がある。独立宣言が「生命、自由、そして幸福の追求の権利」は「誰にもゆずることのできない」権利であることが「別に証明を必要としないほど明らかかな真理」であるとしながら、「権利の確保には、政府の設置のみで満足してしまう」ことを批判する。（デイヴィッド・アーミテジ、平田雅博訳『独立宣言の世界史』2012年、ミネルヴァ書房、の資料編に所収）

政府と呼ばれるものが、かつて権利のいくつかを犠牲にしてしか機能しなかったし、し得なかったことは彼らは認めないし、認めるそぶりもない。—結果として、政府が機能する多くの事例のように、権利のいくつかは、誰にも譲ることのできないと偽っているが、実際には譲りわたされている。

独立宣言から11年後の1787年、フィラデルフィアの憲法制定会議 Federal Convention において起草され、各州の憲法会議 conventions による討議を経て13州中9州が承認して翌1788年6月、アメリカ合州国憲法が成立した。しかし、意外なことに憲法全6条（合州国憲法は各条 article の下に節 section がある）には、権利章典（日本国憲法では第3章）は存在しない。アメリカ合州国憲法は、フランスの最初の憲法である「1791年憲法」（1789年の「人権宣言」が組み込まれている）に先立つこと4年、その意味で世界最初の近代立憲主義憲法であるにもかかわらず、

〈手段〉としての国家機構に関する規定のみで、肝心の〈目的〉としての人権についての規定が欠く、というわかりにくい構造になっている。憲法学の概説書は、どういうわけかそのことはあまり気にしないのであるが、背景には自然権思想から功利主義思想への重点移動という事情がある。すなわち、合州国憲法前文 Preamble は、つぎのとおり「目的」を掲げる。

より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を保障し、共同の防衛にそなえ、一般の福祉 general Welfare を増進し、われらとわれらの子孫のうえに自由の恵沢を確保する……

「一般の福祉 general Welfare」は、自然権思想を批判する功利主義の思想に基づく概念である。それどころか、1788年の制定当初の第1条第2節第3項にはのちに修正第14条第2節（1868年）で削除される奴隷制容認の規定（下院議員数と直接税配分の算定根拠となる人口統計において、自由人以外〔＝奴隷〕の人口を5分の3に換算する）さえ含まれていた（池田貞夫「功利主義の正義論」〔音無通宏『功利主義と社会改革の諸思想』2007年、中央大学出版部、所収〕）。

とはいえ、さすがに人権条項を持たないことには批判が集中し、はやくも1791年に修正第1条から第10条の権利章典 Bill of Rights を追加するというかたちで、改正されることになった（アメリカ合州国憲法の改正は、条文そのものはたとえ失効したとしてもそのまま残したうえで、本文のあとに連番を振って修正条項を追加していく形をとる）。（つづく）❖

注 ギリシア神話において、ウーラノスとガイアの娘であるテミスは、天秤を捧げ持ち 衡平 equity をはかる正義の女神である。テミスはローマ神話ではユースティティアに相当し、英単語 justice の語源となる。「正義」（ディカイオシュネー）を主題とするプラトンの『国家』は、国家における支配者と守護者、生産者の3階級が知恵、勇気、節制の徳（アレテー＝卓越性）を体現するとき、国家において正義という徳が実現する、という。英語の justice は、こうしたギリシア以来の意味合いを受け継ぎ、公正 fairness、衡平 equity を指すといっ

てよいだろう。いっぽう日本語で「正義」というと、月光仮面（『月光仮面のおじさんは正義の味方よ、よい人よ』）をはじめとして、「悪」に対抗し、たいていの場合、有